

BRAMBLES LTD 【I4270】

(Brambles Limited)

を保有されている投資家の皆様へ

－ 子会社株式分配案＜分配株式の売却・入庫の選択＞のお知らせ －

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、BRAMBLES LTD の子会社株式分配案につきまして、現地保管機関より分配株式の売却・入庫の選択の通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

つきましては、受取方法をご選択のうえ、2014 年 1 月 9 日(木)までにご回答いただきますようお願い申し上げます。お客様のご回答がない場合は、下記第 5 項(1)「分配株式の売却を選択した場合」をご選択いただいたものとしてお取扱いさせていただきます。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 現地権利落日 : 2013 年 12 月 10 日
2. 現地分配開始日 : 2013 年 12 月 17 日
3. 分配内容 : BRAMBLES LTD が同社のコンサルティングサービス部門をスピノフ(分離・独立)し、新会社である Recall Holdings Limited を設立する。
4. 分配比率 : 保有するBRAMBLES LTD株式 5 株に対し、**RECALL HOLDINGS 株式**
(大和コード：I5670)1株の分配。
(前回通知：Recall Holdings Limited1株の分配。)

5. お客様にご選択いただく受取方法について：

分配されるRECALL HOLDINGS株式は、(1)売却を選択し売却代金から国内の税額を控除するか、(2)入庫を選択し、別途国内の税額を支払う、の 2 つの選択があります。

(1) 分配株式の売却を選択した場合：

お客様がRECALL HOLDINGS株式の売却を希望する場合には、売却代金から下記第 7 項の課税標準額から算出される国内税額を控除した金額を円貨にてお支払いします。(なお、国内税の源泉徴収が不要なお客様は除きます。また、お客様の口座への入金日は未定です)

売却代金は譲渡所得の対象となりますが、「特定口座」損益計算の取り扱いを行わないため、別途確定申告が必要となります。

なお、下記第 6 項の回答期限までに選択を行わない場合には、本項 (1) の売却の取扱いとなります。

(2) 分配株式の入庫を選択した場合：

お客様がRECALL HOLDINGS株式の入庫を希望する場合には、RECALL HOLDINGS株式をお客様の口座へ入庫し、同日、下記第7項の課税標準額から算出される国内税額を徴収します。(なお、国内税の源泉徴収が不要なお客様は除きます。また、お客様の口座への入庫日は未定です)

6. 受取方法の選択期限：2014年1月9日(木)

上記期限までに、ご希望の受取方法をお取引いただいております弊社窓口までお知らせ下さい。
上記期限までに、ご選択の回答がない場合は、上記第5項(1)「分配株式の売却を選択した場合」
をご選択いただいたものとして、お取扱いさせていただきます。

7. 課税関連

：現地：非課税

国内：分配されるRECALL HOLDINGS株式の取得は、配当所得として課税対象となり、以下の算式により計算される課税標準額に基づき源泉徴収額は決定されます。(前回通知：未定)

$$\text{課税標準額(円貨)} = \text{RECALL HOLDINGS分配数} \times 0.56 \text{ 豪ドル} \times 90.30 \text{ 円/豪ドル}$$

(※1) (※2) (※3)

(※1) BRAMBLES LTD 権利付株数 ÷ 5

(※2) RECALL HOLDINGS 株式の1株当りのみなし配当額

(※3) 現地分配開始日における対豪ドルTTBレート

【課税標準算出の例】BRAMBLES LTD株式を2,000株保有している場合

$$\frac{400 \text{ 株} \times 0.56 \text{ 豪ドル} \times 90.30 \text{ 円/豪ドル}}{= 20,227 \text{ 円}}$$

(※1) (※2) (※3)

(※1) 2,000株 ÷ 5 = 400株 (小数点以下切捨て)

(※2) 400株 × 0.56豪ドル = 224.00豪ドル (小数第3位四捨五入)

(※3) 224.00豪ドル × 90.30円/豪ドル = 20,227円 (小数点以下切捨て)

*1株未満割当部分についても同様に算出します。

8. その他

- ・分配される子会社株式は、2013年12月10日付でオーストラリア証券取引所に上場しております。
- ・当子会社株式分配にて生じる、1株未満株式につきましては、上記第5項のお客様の選択に係わらず売却処分とし、上記第5項(1)に準じてお支払い致します。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。

本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社